

Title	逐次刊行物とその扱いについての一考察
Author(s)	諏訪, 敏幸
Citation	大図研論文集. 17 P.1-P.15
Issue Date	1994-08
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/3090
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

逐次刊行物とその扱いについての一考察

“Serial” : a view in its theory and practice

諏訪 敏 幸 (大阪大学)

抄 録

日本の図書館界における逐次刊行物の定義と扱いの現状を概観し、また近年に公にされた論文からこの問題についての理論的到達点の一端を探った。これらを視野に入れつつ、「逐次刊行物とは何か」という問いに対する一つの考えを提出した。その要点は次の通りである：逐次刊行物は、単一の刊行意図の下で時系列的に刊行が繰り返され、かつそれに対応する著作の集合（または単独の著作）が全体としての完結性を持たないという特徴を有する刊行物である。個々の刊行単位は、内容的に統合され書誌的に自立しているか否かにより、モノグラフィックにも非モノグラフィックにもなる。ここからさらに、多様な逐次刊行物の系統的な内部分類・整理にすすむことが可能である。

また、理論と実務における逐次刊行物への今後の対処について、資料論、目録法、コンピュータ・システムのそれぞれの分野にわたって若干の私見を述べた。

1. 問題の概観

1-1. 問題

本稿は「逐次刊行物とは何か」という問いに対して、あれこれ例を挙げるのではなく、筋道を立てて説明する道を見付け出すことを主な目的としている。併せて図書館での逐次刊行物扱いのあり方についても多少のことを述べる。なぜなら、これまで「逐次刊行物とは何か」という問題は實際上「何を逐次刊行物扱いするか」という問題と密接不可分の形で考えられてきており、多少なりとも両方の話題に関わらざるを得ないからである。

以下、1～4章で幾つかの面からこの問題の姿を明らかにし、これに対し5章以下で筆者の考えを提出する。

* 大阪大学附属図書館 1991.1.受理

1-2. 目録法における逐次刊行物の定義

現代の標準的な目録法—ここでは、AACR2、国立国会図書館逐次刊行物目録規則1982（NDLCRS）、日本目録規則1987年版（NCR87）およびISBD（S）を念頭に置いている—は、いずれも逐次刊行物についてほとんど同じ文言の定義を採用している。規定の形式や目録規則構造には幾つかの違い（資料種別の例示の有無、媒体種別との関係の処理、標題の継続性など）があり、またその内面に踏み込めばさらに幾つかの問題があるものの、定義の骨格はほぼ同一である。目に付くのはNDLCRSの「準ずるもの」という一項だが、これは逐次刊行物の範囲を広く解釈できるようにするもので、定義の趣旨はISBD（S）等と同じだという*1。

これらの規則における逐次刊行物の定義の内容は次の2点にまとめられる。

- ① 終期を定めず継続刊行されていること
- ② 継続性を巻次等で表現していること

このうち②は①の表現であり、①が逐次刊行物の定義の核心である*2。

2. 逐次刊行物と逐次刊行物扱い

「何が逐次刊行物か」という問いは、図書館での取り扱いのさまざまな局面にかかわっている。実用的な立場からは、これらの取り扱い全体を見渡した総合的な見地の答が求められる。しかし理論的な立場からは、「逐次刊行物」と「逐次刊行物扱い」とを区別すべきことが強調される*3。

2-1. なぜ区別するか

もともと図書館の実務にとって、「扱い」を離れて資料種別の違いというものがあるはずはない*4。したがって、「逐次刊行物の範囲」を扱った多くの論著が、実は逐次刊行物扱いの範囲を問題にしているというのも、その意味では自然なことである*5。

ではなぜ図書館学は、そのような逐次刊行物扱いの検討にとどまらず、資料としての逐次刊行物という抽象的な存在に目を向けなければならないのだろうか。それは、このような扱いの違いが、根本的には資料自体が持つ属性の違い—そこには「逐次刊行」という属性も含まれる—に根ざすものであることによる。図書館間の協同が発展すればするほど各館の個別事情は背景に退き、資料そのものの属性に由来する問題への対処が共通の関心事となる。図書館の役割が資料を組織化して利用者に橋渡しすることにある以上、多種多様な資料を多角的に分析して系統的に捉えるという努力を避けるわけにはいかない。そのような資料分析のために逐次刊行物という概念が有効であれば、さらにそれを深め、解明していくことが求められる*6。

2-2.何を区別するか

第一は実務的な立場での逐次刊行物扱いである。ここには、資料そのものが持つ属性だけでなく、各館個別の諸事情や個別の環境要件一貸出区分、排架場所、流通事情などが入り込んでいる。このような要件は、それはそれとして重要には違いないが、「逐次刊行物とは何か」という問いの中に持ち込んで解決をはかるべきものではない。むしろその答を踏まえた上で検討すべき問題である。

第二は目録法における逐次刊行物である。目録法は何を逐次刊行物とみなすかについての一般的な見解一定義一を持っている。それは資料を組織化するために資料自体の特性に着目したものである。目録法の見解と資料論的認識とはしばしば同一視されている。だが目録法は資料認識を基礎にするとはいえ、ある限定された目的・実現環境の下にある一つの技術的立場に立つものであり、目録法の言う「逐次刊行物」もそのような技術的視野の範囲のものである可能性がある。

第三には資料としての逐次刊行物への認識そのものである。目録法の規定とは一致する可能性もあるし、立場を異にする可能性もある。これを仮に資料論的立場と呼ぶ。「逐次刊行物とは何か」という問いは、資料論的立場での「逐次刊行物」概念の解明を目標とするものである。これを基礎に前2者についても回答が与えられると考える。

2-3.区別された各分野間の関係

3つの分野ないしレベルがこのように区別されるということは、逆に言えば各レベル間では必要に応じて区分のしかたを違わせることができるということをも意味する。そのさ、より個別的・具体的な分野の区分は、より基礎的・一般的な分野のそれによって基礎を与えられ、大きくは方向付けられる。

3. 逐次刊行物扱いの現状

3-1.現場での逐次刊行物扱いの矛盾

「何が逐次刊行物であり、何がそうでないか」という問題が図書館員に意識されるのはとりわけ次の2つの局面においてである：第一に、目録情報の共有をめぐる；第二に、1館内の部門間の扱いの違いをめぐる。

これらの問題の様相とその現場での解決について以下順次概観しよう。

3-1-1. 目録情報の共有をめぐる

3-1-1-1. 問題

ほんの一昔前まで、目録情報の共有とは、複数館が参加して冊子体の総合目録を編纂すること、または各館が単独に作成した冊子体総合目録や特殊目録を交換して利用し合うこ

とという主に2つの（直接および間接的な）形態に依っていた。これらは一時的・部分的な共有関係にすぎなかったとはいえ、掲載対象の範囲を明確にする必要性は指摘されていた*7。その後、オンライン目録システムの発展によってこの問題は大きく様相を変えた。図書館員にとって日々の目録作成業務は共有された目録情報そのものの更新であり、ある資料を単行書と判断するか逐次刊行物と判断するかは、その資料についてどんな形式の記入を作成するかだけではなく、その資料に関する記録をどのデータベースに格納するか、どのデータベースを対象として二重登録や関連書誌のチェックをおこなうか、等々にも関わる問題になった。*8このことはまた、利用者にとって、あるいはこのデータベースを検索して全国的な書誌・所蔵調査や相互貸借に役立てようとする図書館員にとって、どのデータベースをどのように検索すれば求める情報を洩らさずに拾い出せるかといった形でただちにはね返ってくる問題でもある。

3-1-1-2. 現場での解決

共同目録における扱いの統一については実行可能な2つの解決策があり、部分的にはいづれも実行されている。1つめは検索システム側の手当であり、検索対象をモノグラフとか逐次刊行物とかいった特定の資料種別だけに限定せずグローバルな検索を可能にすることである。2つめは入力側の手当であり、疑わしいものは二重に入力することである。

しかしこれらの解決策には限界がある。

まずグローバルな検索という解決策には次のような問題がある。どの目録規則や入力基準も、逐次刊行物とその他の資料との間には記述規則の違い—その一部は標目ないし索引の違いに反映する—や索引化規則の違いがある。したがって、モノグラフと逐次刊行物とでは検索戦略が異なり、グローバルな検索を実行しても、あるものはヒットするがあるものはヒットしないということが起こり得る。目録規則自体が資料種別の違いを認めて規則構造に反映させている以上、この問題を完全に避けることはできない。

他方、二重入力には次のようなジレンマがある：(1) 二重入力をグローバルな検索と併用しようすると、二重入力されたものは二重にヒットする。これは単にノイズを増やすだけでなく利用者を混乱させることになる。逆にもしも1件しかヒットしないとしたら、それは検索洩れかもしれない。(2) グローバルな検索と併用しなければどうだろうか。こんどは目録作成者が、紛らわしい資料について二重入力すべきかどうか一言い換えれば各データベースの入力範囲の統一性をどう保つか—について悩むことになる。いわば新たな「境界領域」が生まれるのである。

とはいえ、これらはいずれも実行可能な解決策であり、対策無しに比べればましになることは疑いない。しかしその実行のためには「逐次刊行物とは何か」についての正確で統

一的な理解がなおいっそう不可欠になる。

3-1-2. 部門間での扱いの違いをめぐって

この問題は図書館員にとっておなじみのものであり、その解決のための基本的な方針もまた、よく知られている通りである。通常、図書館資料の収集・整理・保存・運用については、図書館資料の2大グループである「図書」と「雑誌」の2つに適した、整合性のある処理方針が立てられている。また資料の属性や図書館での管理区分に沿って幾つかの派生的な処理方法が枝分かれしている。部門間の扱いの違いに対して通常は(1)多少無理があっても既に用意されている処理方法にむりやり押し込める、または(2)新しい処理方法を用意する、という方法で対処するが、その種別が増大すると共にこれでは限界が明らかになってくる。したがってさらに、(3)処理方法を固定化せず、部門ごとに資料の特性に応じて処理方法が選択できるようにする、という対策が必要になる。この場合、各処理段階の間で不整合が生じないように各分野ごとの業務方針を整理するとともに、図書館業務のほとんどがコンピュータ化されているという環境のもとでは、システム的にもこのことが可能になっていなければならない。逐次刊行物として支払いをしたものはモノグラフとして正常に目録をとれないということであってはならない。システム的な手当は前の問題さえ解決されていれば技術的には解決可能である。現実のシステムでこの点について不自由があるとすれば、設計段階の業務分析の不充分さ、およびパッケージ製造者の商品政策の問題である。同種資料間の処理の整合性・継続性も、この方針整理が正しく行われるかどうかにかかっている。しかし、方針整理が適切におこなわれるためには、図書館側の諸事情の整理と共に、対象資料に対する正確な認識が求められることは言うまでもない。

3-2. 影響力のある目録システム

全国的に影響のある目録で逐次刊行物の扱いはどうなっているだろうか。国立国会図書館およびNACSISについて概観する。

3-2-1. 国立国会図書館 *9

国立国会図書館は、「情報化時代にとみに注目を集めてきた重要資源としての逐次刊行物を、その特殊性を生かし能率的に処理しようとする」考えから1978年11月の機構改革で収書部記録課・整理部新聞雑誌係・連絡部ISDS担当を合併して逐次刊行物部を新設すると共に、1979年から3年をかけて逐次刊行物を対象とした独立の目録規則であるNDL CRSを制定し、逐次刊行物として扱う資料の範囲を年刊以下の刊行頻度のもの等にも拡大してきた。ただし印刷形態以外の資料(マイクロ形態を除く)、特定目的で別置される資料、出版社シリーズ、各分冊の主題分析を必要とするモノグラフシリーズ、特定主題のみ非継続収集した外国資料、および図書として収蔵することを目的として重複収集した複

本は、逐次刊行物として取り扱う範囲から除外されている。同館の国内逐次刊行物データベースに収録されているリブ誌は41,127タイトルだが、うち約22%に当たる9,036タイトルが年刊類・モノグラフシリーズだという。(1989年末現在。ただし大学紀要類は「一般学術誌」に分類されているので実際にはこの数はもっと多いと見られる)。

国立国会図書館が従来の「雑誌」から「逐次刊行物」へと明確に転換したことは、日本の図書館実務の今後には、徐々にではあれ広く深い影響を与えていくことになるだろう。

3-2-2. NACSIS

NACSISのデータベース上の資料区分については学術情報センター編「目録情報の基準」(第2版、2.2.1 ファイルの区分(1) 図書と逐次刊行物)に示されている。同基準では「対象となる資料の刊行方式のみ」を判断の基準として「資料形態の種別にかかわらず、終期を予定せずに逐次刊行される資料全て」を逐次刊行物と呼ぶとしている。ただし「モノグラフシリーズ等、両者の境界領域の資料は、双方のファイルにレコードを作成するのが望ましい」という二重入力の方針を掲げている。同基準には2つの問題がある。第一に、この区分について同基準は参加各館の運用の幅をある程度認める立場に立っているとされる*10が、このために基準が重複・錯綜したものとなっていることである。まず、境界領域資料を二重入力せず例示に従って「図書扱い」と「雑誌扱い」とに振り分けるといふ別法が示されているが、この例示は必ずしも「対象となる資料の刊行方式のみにかかわる」振り分けとは言えない。さらに「解説」として、個々の巻号の単位の書誌情報の検索の必要性の有無がファイル選択の基準だとも述べられている。ここでは3様のいずれも疑問の余地のある判断基準が錯綜し、これで整合性のある単一のデータベースが形成できるのかどうかいささか疑問である。

第二は、この部分で「本基準においては、逐次刊行物を雑誌とも呼ぶ」と明言している通り、同基準全体を通じて「逐次刊行物」と言うべきところを「雑誌」と言っている。このことは実はNACSISの全システムを通じて同様であり、データベースやサブシステム・メニューの名称も「雑誌書誌ファイル」「洋雑誌目録検索」等となっている。NACSISに歩調を合わせて各館のローカル・システムでも「雑誌」の語が使われ、利用者に公開されるOPACでも「雑誌検索」(実は逐次刊行される統計等も含む)、「雑誌製本詳細情報」(実は備品登録されたadvanceもの等の各巻の所蔵情報も含む)などと利用者を混乱させる表示になっていることである。

なお同基準の検討案(文献情報センターニュース、No.7)を見ると、逐次刊行物の定義を述べた部分は「雑誌についても資料形態の種別にかかわらず、終期を予定せず云々」となっており、のちに定義の部分が「雑誌」から「逐次刊行物」に改められるに伴って、

前掲の「本基準においては」云々の文言が挿入され、データベース名などの整合性をはかったという事情が窺える。

3-3. 教科書・用語辞典等での扱い*11

図書館学の教科書・講座もの・用語辞典等は、理論的な到達点とともに図書館業務の実情を強く反映していると思われる。これらの中で逐次刊行物の範囲がどのように扱われているか、任意の数点を例に概観したい。

特に「境界領域」として問題になるモノグラフシリーズ・パブリッシャーズシリーズを中心にみると、ほぼ4グループに別れる。

その第1は、モノグラフシリーズ、パブリッシャーズシリーズのいずれも逐次刊行物には入らないという見解と見られるもの、ないしこれらを例示から除いているもので、藤野(1984)・草野(1984)・志保田(1987)・菊池(1988)がこれに当たる。志保田は特に年鑑・年報も「図書の記述によることができる」と述べ、菊池は advance ものや annual review も図書扱いが多いとしている。

第2は、定義上はパブリッシャーズシリーズは逐次刊行物に含まれずモノグラフシリーズは含まれるが、図書館での実際の取り扱い上はモノグラフシリーズも含まれないことが多いとするもので、図書館問題研究会(1982)・平野(1983)がある。後者は年鑑、年次統計書、年次報告書等についても定義上は逐次刊行物、実際の整理以降の扱いは図書扱いにすることが多いとしている。

第3は、定義上はモノグラフシリーズのみならずパブリッシャーズシリーズも逐次刊行物だが、図書館での取り扱いの実際はこれを逐次刊行物に含めないことが多いというもので、NCR65の時代である1970年代半ばまでのもの(小田1971・丸山1975)がこれに当たる。これ以降では中嶋(1986)がある。

第4は、特に明確な言及をしないものである。成井(1983)は叢書を逐次刊行物に含めることに肯定的と感ぜられる記述があるが自らの見解は明言していない。また、志村(1982)はNCR65の定義について「参考文献によって若干相違がある」とだけ述べている。

ここでモノグラフシリーズ等をめぐって観察されるのは次の3点である。

- ① 定義上これらを逐次刊行物に含めるべきかどうかについて少なくとも3つの見解がある。
- ② これらが目録法の定義(とそれぞれの著者が考えるところ)に反して非逐次刊行物扱いされている事実を、多くの著者が一あえて言えば、否定的なコメントなしに一認めている。
- ③ モノグラフシリーズを明確に逐次刊行物に含めたNCR65の下で、この定義と当

時の実務との間に落差が生じ、1980年代以降実質的な方向転換がはかられた。

4. 目録理論の分野での到達点とその検討

近年、日本の図書館界では、逐次刊行物の目録規則をめぐって2つの大きな動きがあった。その一つはNDLCRSの制定、もう一つはNCR65からNCR87への移行である。これらに関わって国立国会図書館内部で、あるいは全国的に、逐次刊行物について種々検討が深められたであろうことは想像に難くない。しかし逐次刊行物の定義と範囲をめぐって公に出された研究結果や意見はそれほど多くない。その中から若干のものを紹介し、併せてこれらについての私見を述べたい。なお内容の紹介は紙数のつごうで十分に意を尽くさぬものになったきらいがある。それぞれの著者には失礼かと思うがお許し願いたい。

4-1. 藤田(1984)*¹²

藤田(1984)はNDLCRSの定義の考え方を述べる中で、定義に含まれる幾つかの要件の内ですべてを予測できない継続性こそが逐次刊行物の最も本質的な条件であることを示した。また、定義の適用にあたっては個々の条件を孤立的・絶対的に捉えるのではなく総合的な判断が求められることを主張した。

逐次刊行物は、明らかに逐次刊行物的でありながら終期を予測されるもの、標題が継続しないもの等、難解かつ多様な境界領域を抱え、これらの処理如何が逐次刊行物の定義に問われている。氏の論考が示すように、NDLCRSは、「これに準ずるもの」規定によりつつこれらを広く逐次刊行物として統一的に理解しようとする立場に立っている。

ところで、藤田氏はあくまでも目録技術上の問題という範囲内で以上のことを提示されたが、さらにすすんで、なぜそのような総合的判断が可能かという点こそが資料論には問われる。氏が明快に示されたように、個々の条件はどれも例外を持ち確定的な判断基準にならない。それはとりもなおさずこの定義が完結的でないことを示している。とすれば、対象である資料に目を向け直すことで、定義の再分析・再構成が可能はずである。

4-2. 岩下・遠山—大城*¹³

まず遠山・岩下(1981)は、ShinebourneのAACR2批判をめぐる論考の中で、逐次刊行物とシリーズの区別について次のように述べた：「逐次刊行物とシリーズの定義上の分岐点は、ある一群の資料が、1出版物を構成しているのか、あるいはいくつかの資料の集合にとどまるのかという問題である。これはつまるところ、個々の資料が相互に依存の関係にあるのか、あるいは独立の関係にあるのかという書誌の状態の問題であろう。…AACR2は、あくまでも書誌的状态という視点をそれぞれの定義に導入してシリーズと逐次刊行物を峻別しているのであるから、モノグラフシリーズはあくまでもシリーズの一種

であり、逐次刊行物の一部に加えるというような粗雑な範疇化は避けるべきであろう。」

大城(1984)はこれを批判して、論理的一貫性からは番号付けの有無にかかわらずモノグラフシリーズも逐次刊行物に含めるべきであると主張した。

岩下(1985)はこれを反批判し、前記の立場を敷衍して、要旨次のように主張した。

・文献は非完結＝逐次刊行物と完結＝モノグラフにまずわかれる。後者はさらに構成要素が単数のものと複数のもの（多巻もの）にわかれる。

・シリーズとはモノグラフの集合であって以上の区分体系とは次元を異にする。シリーズの中には無期限に継続するもの（モノグラフシリーズ、パブリッシャーズシリーズ）と限度を有するものがあるが、前者は逐次刊行物的シリーズと呼ばれるべきものであって、逐次刊行物ではない。

・AACR2は出版現象と書誌的状态という2つの側面から逐次刊行物を定義することを試みた。モノグラフシリーズは全体で一つの出版物に統合されることを意図していないが、それを逐次刊行物に含めるのは、現状追認に過ぎず、論理的整合性がない。…以下岩下氏の説について私見を述べる。

書誌的状态を併せて見るべきだと言う岩下氏らの主張は重要な指摘である。しかし、資料の区分を論ずるに当たって、“文献は非完結＝逐次刊行物と完結＝モノグラフにわかれる”とした氏の第一歩は果たして正しかっただろうか。「非完結」という概念は上の論理によれば出版現象と書誌的状态の2要件から構成されるが、では「完結」とは何か。書誌的状态については明らかだが、出版現象については、(モノグラフの集合であるシリーズには無期限に継続する「逐次刊行物的シリーズ」があり、この場合の無期限に継続すると言うのは「別次元」の問題だということだから)「完結」の構成要件には入らないと見られる。二分法という単純な組み立てをしながらいかにも論理的明晰さを欠くように思われる。とすれば、この二分法こそ氏の言われる「現状追認」の論理ではないだろうか？氏は逐次刊行物でありかつモノグラフであるものを認めていないが、これは資料の現実と合致するのだろうか。別の角度から言えば、逐刊vs非逐刊の対立を非モノグラフvsモノグラフの対立と同じと捉えているが、両者は別次元の、つまり重なり合うことのできる問題と考えることはできないか。「書誌的状态」はもっぱら後者の問題であり、むしろ逐次刊行物の中でのモノグラフィックな要素と非モノグラフィックな要素との分析にかかわる概念として捉えるべきだと筆者は考える。

5. 逐次刊行物とは何か

逐次刊行物とは何かについて、以下、これまで見てきたことを念頭に置きながら筆者なりに

考えてみたい。

5-1. 刊 行

刊行とは、ある著作—それ自体はある知的内容を備えているが、それだけではまだ社会的な存在とは言えない—に物理的および社会的・経済的な一定の形を与えることである。刊行によって著作は私的なものから社会的存在になり、著作を求める一般の読者（資料要求）に受け取られることが可能になる。

5-2. 刊行意図

刊行は、ある計画ないし方針にもとづいておこなわれる。この計画または方針を刊行意図と言う。その具体的な内容は、私的研究グループ内の通信のように簡単な取り決めがあるに過ぎないものから、組織的な出版計画のように資金計画や関連事業計画にまでブレイクダウンしたもので多様だが、一般的にその核心をなすのは(a)、どんな著作を、(b)、どんな読者に届けるか、という2点である。

5-3. 刊行意図における終期の予定

刊行意図が終期を予定する条件として形式的に考えられるのは次の3通りである。

- ① 著作に終期が予定される
- ② 読者に終期が予定される
- ③ 刊行主体または刊行行為そのものに終期が予定される

このうち刊行意図における終期として問題になるのは①である。現実には、②と③が刊行意図の段階で具体的に想定されることは稀であり、そのようなケースが全く存在しないわけではない*14 とはいえ、終期に関する議論では今のところほとんど無視してよい。

そこで①だが、著作に終期が予定されるとはどういうことだろうか。完結した単一の著作という概念には時間的な要素は含まれない*15。単行刊行が刊行の最も基本的な形態であるのはこの理由による。しかし、そもそも問題は刊行の終期であり、ここでの問題はそれに対応する著作の有無であると考えることができる。したがって、時系列的に次々とおこなわれる複数の刊行行為に対して、複数の著作が対応するとき、または単一の著作が分割されてその部分部分が対応するとき、および未完結の著作が対応するときは、この問題設定が意味を持つことになる。

ではその場合において、終期が予定されるとはどういうことだろうか。それは、刊行される著作が予め内容的に有限の予定を持っている場合、つまり、単一の著作の分割の場合（セットもの、または単行資料を物理的に2点以上に分冊して刊行する場合）か、予め有限個の範囲で刊行を計画された複数の著作の場合（合集）である。後者の場合、元々は独立の著作でも、取捨選択や排列など、編集という作業によって内容的に完結した一つの集

合に統合されていると考えられる。逆に、終期を予定しないとは、全体を予め1著作または完結した集合として計画されていない複数の著作の場合、または単独で非完結の場合である。こうして見ると両者の分岐点は、本質的には時間的に有限か無限かではなく、内容的に完結している（定まった全体が予定される）か否かにあるとすることができる。

5-4. 逐次刊行

逐次とは「順を追って次々に」（広辞苑）という意味であり、刊行が時系列的に繰り返されるのが逐次刊行である。ただし、互いに無関係な単行刊行が次々におこなわれても逐次刊行にはならないのであって、全体が一つの刊行意図—その内容は時間的な変化があり得るが—の下に継続されなければならない。つまり著作の側の個々独立性または非完結性ととも、刊行の側における刊行意図の下での継続と統一が、逐次刊行の特徴である。

5-5. 逐次刊行の内実

では、なぜ逐次刊行されるのか。少なくとも3つの場合が考えられる。

第一は、著作の内容自体が時系列的な要素を含む、年次統計書、職員録、時刻表、団体の事業報告などの場合である。変化する部分が小さければ、後続の巻は先行する巻を改版することになるが、各巻それ自身は完結・独立した内容的まとまりを持っている*16。

第二は、著作の発生要因が逐次的な性格を持つもので、会議録などがこれに当たる。

第三は、著作主体ないし著作行為と刊行のそれとが分離し、継続的な刊行（によって実現することが予定されている刊行物）が、次々と発生する（ことが予定されている）複数の著作の受け皿になっている場合である。学術雑誌、モノグラフシリーズなどがこれに当たる。投稿規定や査読制は学術雑誌において両者をつなぐ具体的な仕組みと言える*17。

なお、例えば新聞にテレビ欄と一般記事が含まれているように、多くの逐次刊行物はこれらの複合から成っている。

5-6. 逐次刊行物の構造

刊行の個々の実現単位（「号」と呼ぶ）とそれに対応する著作あるいは部分著作（「記事」と）との間には次の諸種がある。

第一は、1つの記事が1つの号に対応する場合、または複数の記事が1つの号に対応するが、それらが単一の著作意図の下に内容的に強く統合されている場合。

第二は、複数の記事が1つの号に対応し、かつ記事の間の内容的な統合がない場合、または、あっても弱いか部分的でしかない（特集など）場合である。

通常、第一の場合は書誌的にも個々の号が固有のタイトルを持って自立し、モノグラフィックな性格を持つ。第二の場合は書誌的に自立しない。一つの逐次刊行物がこれらの中間的な性格を持ったり、混合して刊行されたりすることもある。

5-7. 多様な形態への分化とその分類

逐次刊行物は著作とその刊行との結合の一形態である。個々の著作が社会的に流通するにあたってどんな刊行形態を選ぶかは著作個々の性質に依存する問題だが、その選択の幅はその時代の社会的・技術的な条件の中で決まる。現存する刊行形態が何らかの理由で一群の著作の性質に合わなければ、その時代の条件の中で新たな刊行形態が作り出されることもある。時代的な条件の変化と、その中で生み出される著作との、それぞれの歴史的な発展・変化とともに、刊行形態も分化し多様化する。逐次刊行物は今日もなお発展しつつある刊行形態の一つであり、当分の間、さまざまな境界領域をも生み出しながら多様化し続けると思われる。逐次刊行物にはこれこれのタイプしかないという固定的な分類学は現時点では無意味である。しかし本章で述べたような分析をさらにすすめることにより、多様な逐次刊行物を系統立てて整理し理解していくことは可能だと考える。

6. 逐次刊行物への対処

図書館が逐次刊行物に対処するために何を当面考えなければならないか、幾つか私見を簡単に述べ、本稿のしめくくりとしたい。

6-1. 資料論

資料論は、著作とその刊行形態との関係について、より分析的に、かつ系統的に整理し得るものにならなければならない。さまざまな観点の混ざり込んだ慣習的な呼び名（このような呼び名自体の意義は否定しないが）によってしか資料を捉えることができないという状態を改めるべきである。このことは刊行形態だけでなく、マルチメディア時代にあって媒体への対応でも同様である。「疑似逐次刊行物」という概念は、早々に廃止したい。どんな刊行物も何かの「疑似」として作られたわけではなく、それぞれ固有の内実を持ってこの世に現れている。その固有の内実と構造に即した範疇化と取り扱いこそが求められる。「疑似…」という名称は、今日では単なる判断停止を意味するものでしかない。

6-2. 目録法

逐次刊行物と非逐次刊行物とを単一の構造的枠組で扱えるようにしたいという願望や提案は従来繰り返し表明されてきた^{*18}。今後も多様化を続けるであろう諸種の刊行形態の間に断絶を持ち込まず、統一して扱える構造が望まれる。

逐次刊行は刊行にかかわる概念であり、著作そのものというよりは主にその社会的・物理的実現にかかわる活動という性格が強い。目録法には本来の意味での著作について取り扱う機能の強化が求められる一方、その実現形態である刊行物を著作そのものと区別しながら相互に関連づけるような構造が求められると考える。もともと書誌レベルの導入はこ

の問題と無関係ではない*19。

6-3. コンピュータ・システム

コンピュータ化を背景とした構造的な目録規則の実現は、「扱い」の違いを吸収した統一的な書誌記録の形成を可能にした*20。受入・蔵書管理の分野においても、刊行形態間の連続的で柔軟な対応が求められる。「図書管理」システムと「雑誌管理」システムが相互に断絶したまったく別の入り口・出口を持つような作り方は改めるべきである。

サブシステム（例えば受入と目録の）間の柔軟な接続の必要については既に述べた。

目録・検索については、二重入力はやはり労力的な無駄であり、将来性のある対策とは言えない。刊行形態に限らず、さまざまな種別に限定した検索の機能はそれとして必要だが、やはりグローバルな検索を基本に目録規則や入力規則を整備していくべきだろう。二重入力と言っても必要なのは検索のためのパスの多重化（逐次刊行物あるいはシリーズとしてと、個別の各巻についてと）であり、必ずしもデータ本体の二重化が必要なわけではない。この点で既に対応が進んでいるNCRと、比較的遅れているNAC S I S等とのギャップを早急に埋めることが必要である。

サブシステムの名称、メニュー名、画面表示等に見られる「雑誌」という名称については、ぜひとも改めるべきである。「逐次刊行物」という名称が適当かどうかは疑問もあるが（何より長すぎる）、屋上屋を架すような策よりはましである。逆に、利用者に専門用語を押し付けるべきではないというのであれば、「雑誌」の検索メニューからは文字通り雑誌類だけが検索できるよう、検索機能を表示に合わせるべきだろう。

注

- *1 西沢秀正 国立国会図書館逐次刊行物目録規則の構成とその特質について、国立国会図書館月報, 265:20-23, 1983
- *2 藤田健一 逐次刊行物目録規則論考, 整理技術研究, 20:18-25, 1984
- *3 岩下康夫 書誌用語“逐次刊行物”“シリーズ”“多巻もの”“合集”について, 図書館界, 37(1): 24-30, 1985
- *4 「もともと逐次刊行物を図書館で区別する主要因は、前記逐次刊行物の性質を利用して簡便かつ迅速な整理を行えるところにある」石山洋 逐次刊行物に扱う範囲の拡大について, 国立国会図書館月報, 299:2-10, 1986
- *5 最近の例としては：松本敬吉 逐次刊行物の範囲について, 大学の図書館, 11(12):206-208, 1992
- *6 他方、目録法の定義は「逐刊のほぼ最大限の資料範囲ということであり、逐刊としてここまで扱っていいですよ、という標準を設けたもの」なので「逐刊の定義通りに整理されている図書館はほとんど見当たらない」のだという見解もある。地曳孝之 逐次刊行物の資料区分について, 逐次刊行物研究分科会報告, 47:44-57, 1988

- *7 例えば：大城善盛 逐次刊行物の範囲と書誌要素，図書館学会年報，27(4):157-162，1981
- *8 オンライン共有目録では書誌レベルの同定機能も必要になるという発言：丸山昭二郎
日本目録規則1987年版について，神奈川県図書館学会誌，61:1-10，1988
- *9 以下による。長野裕 逐次刊行物目録規則の作成に寄せて，国立国会図書館月報，250:5-8，1982
島村隆夫 国立国会図書館における逐次刊行物の取り扱いとデータベースの再構築，科学技術文献サービス，93:1-8，1990 菅原篤子，大塚奈奈江，大泉典子 国立国会図書館国内逐次刊行物データベースの分析，科学技術文献サービス，93:9-24，1990 石山、前掲（*4）
- *10 丸山昭二郎 文献情報センター「目録情報の基準（検討案）」作成における考え方，文献情報センターニュース，10:38-39，1986
- *11 参照資料は次の通り：▽藤野幸雄（1984）新・図書館学ハンドブック，雄山閣，:118-120 ▽平野英俊（1983）図書館資料論 / 古賀節子他（図書館学シリーズ。2），樹村房，:85-90 ▽菊池しづ子（1988）図書館情報学ハンドブック，丸善，:275-276 ▽草野正名編著（1984）最新図書館学事典，学芸図書，:127 ▽丸山昭二郎（1975）目録法と書誌情報（日本図書館学講座。3），雄山閣，:235-236 ▽中嶋正夫（1986）逐次刊行物 / 光斎重治・中嶋（図書館員選書。5），日本図書館協会，:11-19 ▽成井恵子（1983）資料整理法特論 / 長谷川宏・成井（現代図書館学講座。8），東京書籍，:16-25 ▽小田泰正（1971）逐次刊行物 / 今まど子編，（シリーズ・図書館の仕事。17），日本図書館協会，:9-13 ▽志村尚夫（1982）概説標準目録法，ぎょうせい，:127 ▽図書館問題研究会編（1982）図書館用語辞典，角川書店，:355-356
- *12 藤田、前掲（*2）
- *13 以下の各論文：遠山潤，岩下康夫 J. A. シャインボーンのAACR批判に関する一考察。1，図書館学，39:21-31，1981 大城善盛 書誌用語“逐次刊行物”“シリーズ”“多巻もの”“合集”について，図書館界，36(1):35-39，1984 岩下、前掲（*3）
- *14 西沢、前掲（*1）。また伊藤も臨時的設置機関の機関誌に言及している。伊藤順 シリーズの書誌階層，彦根論叢，260/261:15-28，1989 このような刊行物の場合、「終期の予定」が明瞭であるにもかかわらず、それが紛れもなく逐次刊行物であるというわれわれの印象にいささかも影響を与えるものでないという事実は、心に留めておきたい。
- *15 改訂され続ける著作は各版が完結しているという側面と、未完結であるという側面とを併せ持っている。延々と累積を続ける特定のデータベースの総体は、もしもそれが著作とみなせるならば、そのような単一にして終期を定めない一つのタイプであり、そこから加工されて冊子あるいはCD-ROM等の形で累積・改訂され続ける刊行物が現れる。
- *16 このグループは従来「疑似逐次刊行物」とされてきたが、基本的には逐次刊行物の1分類として扱うべきだというのが筆者の考えである。なお、単行刊行から逐次刊行に移行するという特徴がこのグループにはしばしば見られるが、この事実はこれらが「疑似」である証左というよりは、真の意味での境界領域たる一形態として捉えるべきであると考えられる。SandersもAACR2の定義の核心をなす「終期を予定しない継続刊行についての出版者の意図」こそ目録作成機関にとって確認が困難な要素であることを指摘し「終期を予定せずに出版する」意図が明らかでない出版物をどう扱うかという問題に言及した。Sanders, T. R. 著，岩下康夫，遠山潤共訳 定期的に刊行されるモノグラフの取り扱いについて。図書館界 42(1):34-45，1990

- *17 倉田敬子 研究発表メディアとしての日本の学術雑誌, Library and information science, 25:81-92, 1987
- *18 例えば: 吉田暁史 逐次刊行物の記述, 図書館界, 34(3):217-222, 1982
- *19 成井恵子 目録及び書誌情報における書誌レベルについて, 茨城女子短期大学紀要, 15:59-72, 1988
- *20 丸山、前掲 (*8)。NCR87以前では: 丸山昭二郎 目録法原則の展開とオンライン目録法, 大学図書館研究, 22:20-26, 1983